

平成 24 年 2 月 18 日

ご 説 明

債権者・被害者 各位

株式会社フーズ・フォーラス
代表者 清算人 大村 安孝
代理人 弁護士 小野 聡

今般の、株式会社フーズ・フォーラス（以下「当社」といいます）のこれまでの経緯および今後の方針について、ご説明申し上げます。

1 経緯説明

(1) 事件の発生と再建の断念

当社は 2011 年 4 月頃に起きた食中毒事件により、当社は営業停止状態となりました。当初は、きちんとした被害者の補償をするためには、会社を継続すること、そのためにも営業を再開することが必要であると考えまして尽力しておりました。

しかし、被害者の数・社会的影響等の事件の規模は当初の予想を大きく超えて甚大でありまして、保健所からは営業再開の許可を出して頂けず、取引先銀行は当社の預金口座を封鎖してしまい、さらにマスコミの報道も過熱しており、通常の業務が遂行できるような状態ではありませんでした。

よって、当社は平成 23 年 6 月 8 日自力での再建を断念し、解散・清算手続へ移行することを決定しました。

(2) 破産・民事再生との差異

一般の破産手続では、被害者も含め一般債権者の公平を目的とする手続であるため、被害者への賠償を優先することが出来ません。

また、破産や民事再生の手続では、換価について後記のとおり支障があるため、換価価値の最大化のため、通常清算による私的整理を先行させることとしました。

そこで、当社は、特別清算の中で、できる限り被害者以外の債権者より債権放棄あるいは被害者に有利な協定案への同意を募り、実質的に被害者への分配を増加させることを目標としました。また、破産や民事再生の手続では、資産の換価について後記のとおり支障があるため、換価価値の最大化のため、通常清算による私的整理を先行させることとしました。

(3) 私的整理

(ア) 新設分割および子会社の譲渡

会社の財産のうち換価性があるものは、店舗に関する契約上の地位、敷金等の店舗関係の権利、建物等のみでした。

ところが、破産や民事再生となると、賃貸借契約上の解除事項であり、かつ敷金等の没収事項にもあたるため、そもそも売却対象がなくなってしまうおそれが多分にごさいました。また、通例、破産・民事再生会社の事業譲渡等は低廉な価格で取引されることが多いということもあります。そこで、解散決定前に会社分割にて切り出し、それによって新設された子会社を譲渡するという形式にての処分を行いました。具体的には、平成23年7月28日付にて、会社より、店舗の不動産関連の契約および権利（賃貸借・定期借地権契約と、上物（建物）および敷金・保証金・建設協力金）を切り出し、新設会社分割の手続にて、北陸の16店舗を株式会社F F 北陸、神奈川の4店舗を株式会社F F 神奈川として新設子会社化しました。

売却先としては、入札の結果福島県を中心にレストラン・ガソリンスタンドを営んでいる株式会社スタンドサービスに売却価格2億円（及び資金が足りず延滞していた二ヶ月分の賃料をスタンドサービス負担）にて売却が決定しました。そして、すぐに同社より手付金として2ヶ月分の延滞賃料3185万円の入金があり、会社が滞納していた店舗家賃の清算を行い、同7月29日に正式に子会社株式譲渡契約を締結しました。残代金は分割により受領し、10月26日に完了し、10月31日に、スタンドサービスが完全に権利を取得したことを双方にて確認する覚書を締結したことによって、株式の売買については完了しました。

(イ) 保険金の発生

当社は、食中毒が発生したときの賠償に備えて、保険に入っていたため、本件食中毒事件により、約1億円の保険金のごさいました。約款上、被害者との和解契約がなされた後に直接被害者に支払われるべきものであるため（法律上は先取特権）、申立日現在申立人に対しての支払いは行われておりません。

なお、この点についても、万が一破産に至った場合、財団に組み入れられてしまいますので、特別清算により被害者の先取特権を残す方が、保護に資すると判断する理由となりました。金額については、現在も保険会社と交渉中であり、増額の可能性は高いと考えております。

(ウ) 債権放棄の交渉

被害者への補償を厚くするため、申立人は、他の債権者に対して債権の放棄を呼びかけております。

まず、リース会社等会社に残った営業用資産に対して所有権を有している業者様については、リース対象物を株式会社スタンドサービスに対して残債権額に応

じた額にて売却することを斡旋することと引換えに、特別清算の手続きの中で放棄をするよう求めており、現在、10社のうち1社から書面による同意を、他7社から内諾を得ております。

次に、一般の仕入れ先等の債権者についても、数社から債権放棄の意思表示が得られております。

金融機関については、現在も継続して交渉中でございます。

(4) 現在の状況

上記の私的整理が一段落したことにより、平成24年2月10日に、金沢地方裁判所に特別清算を申立致しました。監督委員は小堀秀行弁護士（弁護士法人兼六法律事務所）です。今後は、裁判所・監督委員の管理監督の下、手続を進めていくこととなります。

2 今後の方針

(1) 債権放棄のお願い

別紙のとおり、現在平等に配当しますと、6.58%となります。

しかし、それでは被害者の皆様の救済としては、あまりにも酷な結果であります。そこで、改めまして債権者の皆様に放棄のお願いをする次第でございます。

繰り返しになりますが、現在、リース関連につきましては、株式会社スタンドサービス様が物件の買取りをして下さったこともありまして、特別清算の手続きの中での放棄あるいは不利益弁済案への合意について、ほぼ同意を頂戴しております。

金融機関につきましては、厳しい状態です。

そこで厚かましいお願いではありますが、もう一度放棄についてご再考頂くよう、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

放棄頂ける場合は、別紙の放棄同意書にご記名・捺印の上、かつま法律事務所までご郵送下さいますよう、お願い申し上げます。

(2) 株式会社大和屋商店に対する請求

(ア) 調停申立、訴訟の準備

平成23年12月13日、株式会社大和屋商店に対する損害賠償請求の調停を申し立て致しました。判例によりますと、食中毒が発生したときのように、取引関係よりも損害が広がってしまうような場合には、その損害を販売元に賠償請求できることとされております。また、その責任は、たんに卸売り業者であっても変わらないとされております。

よって、当社は、被害者の賠償にあてるため、金3億円の損害賠償調停の申立を行うこととしたものでございます。

現在のところ、大和屋の協力姿勢が見られないため、調停が不調に成り次第、裁判に切り替える予定でございます。なお、その差異にはと殺場に対しても請求していく考えです。

大和屋商店に対する訴訟に関しては、前記のとおり勝訴の可能性は高いと考えておりますが、現実に支払能力があるかどうかは、大和屋商店からの情報開示が一切ないため未知数です。

(イ) 被害者の方との連携

大和屋商店から賠償金が現実に取りれることとなった場合には、やはり被害者様に優先されるべきものだと考えております。

そこで、我々の考えとしましては、被害者の方々に団体あるいは個人でその訴訟に参加頂きたいと考えております。そして、参加頂いた方の分だけ、当社からの訴訟を取り下げていき、最終的には被害者の皆様が賠償金を全額受領できるようにしたいと思料致します。具体的な方策としては、現在精査中でございます。

被害者さまが団結することが、その可能性を上昇させると考えておりますので、どうかご参加下さいますようお願い申し上げます。

以上